

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当日の翌日)ときは、その翌日)

より告示する。

平成二年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

保険薬局の指定の辞退(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

告 示

鳥取県告示第四百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定に

鳥取県告示第四百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山榎内科医院	米子市西福原一九一	平成二年四月二十三日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	平成二年四月十七日
医療法人社団尾崎外科診療所	鳥取市湖山町白浜三六八三	平成二年四月十六日
医療法人米沢齒科医院	鳥取市南町六〇九番地	平成二年四月一日
山本歯科医院	境港市外江町三八〇五	平成二年四月二十二日

平成二年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷 本 善 彦	鳥第七三六号	平成二年四月十二日

鳥取県告示第四百六十二号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
有限会社森下薬局	八頭郡智頭町智頭一六七六	平成二年四月三十日

鳥取県告示第四百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九番地	平成二年四月一日
山本歯科医院	境港市外江町三八〇五	平成二年四月二十二日

行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】